

# 公益社団法人長崎県林業公社 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長崎県林業公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を長崎県諫早市に置く。

2 公社は、従たる事務所を長崎県対馬市及び長崎県北松浦郡佐々町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源を造成し、木材の安定供給を確保し、国土を保全し、森林の多面的機能を高揚し、もって自然環境の保全、あわせて国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、長崎県内において次の事業を行う。

- (1) 造林、育林、伐採及び林産物の処分
- (2) 水資源、緑資源その他国土の保全に必要な森林の造成及び維持管理
- (3) 分収造林及び分収育林制度の促進
- (4) 農山村振興のための公共施設の設置又は改良
- (5) 森林・林業・その他緑化に関する普及啓発
- (6) その他、公社の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業の実施については、別に定める業務方法書による

## 第3章 社 員

(社員の資格)

第5条 公社の社員となり得る者は、長崎県並びに長崎県の市町及び森林組合とする。

(社員の資格の取得)

第6条 公社の社員となろうとする者は、加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(出資)

第7条 社員は出資1口以上を持たなければならない。

2 出資1口の金額は1万円とし、全額一時払込とする。

3 社員は、出資の払込については、相殺をもって公社に対抗することが出来ない。

(退社)

第8条 社員は、次の事由によって退社する。

(1) 社員たる資格の喪失

(2) 解散

(3) 除名

(除名)

第9条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 公社の定款又は規則に違反したとき。

(2) 公社の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 社員としての義務を履行しないとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名したときは、当該社員に対し、理事長は除名した旨の通知をしなければならない。

(退社に伴う権利及び義務)

第10条 社員が第8条の規定により退社したときは、公社に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 公社は、社員が退社しても出資金は返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 業務方法書の変更
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種別)

第13条 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(開催)

第14条 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を添えて総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を社員に発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに各社員に通知して行うものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 代理人は、代理権を証する書面を表決前に会社に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第19条 社員は、書面によって議決権を行使することができる。

2 社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し表決前に会社に提出しなければならない。

(決議)

第20条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長の指名した議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員及び会計監査人等

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 会社に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 会社に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、公社を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、公社の業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び公社職員に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法人法で定めるところによる。

(会計監査人の職務及び権限)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、公社の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び公社職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利

義務を有する。

- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、その通常総会において別段の決議がされなかったときは、当該総会において再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

(顧問及び参与)

第30条 会社に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦によって理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、会社の重要な業務に関して理事長の諮問に応ずるものとする。
- 4 参与は、会社の運営に関して意見を述べるものとする。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

(職員)

第31条 会社に、その事務に従事させるため必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 会社に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案の決定
- (2) 総会で委任された事項の決定
- (3) 公社の運営に関する事項の決定
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 前各号に定めるもののほか、公社の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (8) 会計監査人の報酬等の額の決定
- (9) その他理事長が必要と認めた事項の決定

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、前条第3号の規定により理事又は前条第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 理事会の招集通知は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(議長)

第36条 理事会においては、理事長又は専務理事が議長となる。

(決議等)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があ

ったものとみなす。

3 監事は、理事会に出席して発言することができる。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産)

第39条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) 事業に伴い取得した財産
- (5) 資産から生じる果実
- (6) その他の収入

(経費の支弁)

第40条 会社の経費は、資産及び借入金等をもって支弁する。

(資産の管理)

第41条 会社の資産は、理事長が管理する。

2 前項の管理の方法は、理事会及び総会の決議を経て別に定める。

(不動産の取得及び管理)

第42条 会社は、理事会及び総会の決議を経て、不動産を買い入れ、又は処分することができる。

(事業年度)

第43条 会社の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 理事長は、毎事業年度の開始の日の前日までに次に掲げる書類を作成し、理事会の決議及び総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(4) その他事業計画に関する書類

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 理事長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事及び会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定により、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 公社は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、長崎県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、長崎県に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 公社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補 則

(委任)

第52条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、公社の運営のために必要な規定及び規則は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、平成24年6月1日から施行する。
  - ・この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
  - ・公社の最初の理事長は上田裕司、専務理事は吉田茂実、会計監査人は伊東寛高及び宗秀人とする。
  - ・整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 2 この改正は、平成24年8月21日から施行する。
- 3 この改正は、平成30年5月23日から施行する。